

## 第 9 0 号議案

足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

( 目的 )

第 1 条 この条例は、区の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

( 定義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程及び同法第 2 5 2 条の 1 7 の 3 第 1 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 6 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により区が適用する条例又は規則を含む。以下同じ。）をいう。

( 2 ) 区の機関 区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

( 3 ) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

( 4 ) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称

を書面等に記載することをいう。

- ( 5 ) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- ( 6 ) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。
- ( 7 ) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- ( 8 ) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- ( 9 ) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- ( 10 ) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 区の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定め

るところにより、書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、区の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 区長は、少なくとも毎年度1回、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(手数料等の徴収時期の特例)

第8条 区の機関は、足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)その他の条例の規定により申請等が行われたとき又は処分通知等を行ったときに徴収することとされている手数料、使用料その他の

収入金については、当該条例の規定にかかわらず、別に定める時期に徴収することができる。

( 委任 )

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、条例等を所管する執行機関が定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

( 足立区行政手続条例の一部改正 )

2 足立区行政手続条例（平成 7 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同法第 2 5 2 条の 1 7 の 3 第 1 項」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 6 項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条第 1 項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第 3 3 条第 3 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

( 提案理由 )

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり、区の機関に係る申請、届出その他の手続に情報通信技術の利用を推進する必要があるので、この条例案を提出いたします。